

大村市屋外広告物条例のしおり

～看板・のぼりなどを掲出するときは、許可が必要です～

広告物の色彩について

広告物の地色に使用できる色については、マンセル値(JIS規格)により下記表の基準以内のものを使用してください。

広告物に使用できる地色の範囲(文字以外の部分で基準に適合しない色彩を使用できる面積は、当該部分の面積の3分の1以内とする。)	第1種許可地域	色相(マンセル値)	地色の彩度
		0.1R～10R	5以下とする
第2種許可地域	第3種許可地域	0.1YR～5Y	6以下とする
		5.1Y～10G、0.1PB～10RP	4以下とする
		0.1BG～10B	3以下とする
第2種許可地域	第3種許可地域	0.1R～10Y	8以下とする
		0.1GY～10G、0.1PB～10RP	6以下とする
		0.1BG～10B	5以下とする

違反広告物に対する処置

条例に違反して広告物を表示したときは、許可の取消し、是正のための措置、除却などを命ずることがあります。また、違反広告物がはり紙、立看板等の簡易広告物であるときは、市が自ら除却する場合があります。

なお、違反者については市ホームページで公表したり、50万円以下の罰金に処せられることもあります。

申請手数料

※ 簡易広告物、広告幕、旗・のぼり及び気球広告については許可期間1ヶ月以内、それ以外の広告物については許可期間1年の申請手数料を表しています。

広告物の種類	表示面積 S	手数料	広告物の種類	区分	手数料	
地上広告物 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物 アーチ広告物 (一枚、一個、一基)	0.5㎡未満	120円	広告幕	1枚につき	460円	
	0.5㎡以上～1㎡未満	220円	旗・のぼり	1枚につき	220円	
	1㎡以上～2㎡未満	460円	気球広告	1個につき	1,100円	
	2㎡以上～5㎡未満	970円	電柱等利用広告	1枚につき	220円	
	5㎡以上～10㎡未満	1,900円	簡易広告物	はり紙	1枚につき	5円
	10㎡以上～20㎡未満	3,400円		はり札	1枚につき	120円
	20㎡以上～30㎡未満	5,600円		立看板	1個につき	220円
30㎡以上～40㎡未満	7,900円					
40㎡以上～50㎡未満	11,000円					
50㎡以上～1㎡毎に	450円					

※ 許可期間は簡易広告物が1ヶ月以内、広告幕、旗・のぼり及び気球広告が3ヶ月以内、それ以外の広告物は3ヶ月以内です。
 ※ 許可期間が1年を超える場合は、1年毎に手数料の1/2を加算します。
 (許可期間2年…年間手数料+年間手数料の1/2)
 (許可期間3年…年間手数料+年間手数料の1/2×2)
 ※ 照明を伴う広告物については、それぞれの額に10割を加算します。

問合せ・窓口 大村市役所 都市整備部 都市計画課
 電話 0957-53-4111 内線433

このしおりは大村市屋外広告物条例から、主な内容について抜粋して作成しています。

どのような物が屋外広告物に該当するのか？

次の①～④の全てに当てはまるものは屋外広告物に該当します。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。
- ② 屋外で表示されるものであること。
- ③ 公衆に表示されるものであること。
- ④ 看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出・表示されたもの、これらに類するものであること。

屋外広告物規制の概要について

大村市屋外広告物条例により①～⑤までの最低限必要なルールが定められています。

- ① 許可地域 大村市内で、屋外広告物を掲出する許可が必要となる地域をいいます。
- ② 禁止地域 屋外広告物の掲出を原則として禁止している地域をいいます。
- ③ 禁止物件 屋外広告物の掲出を禁止している物件をいいます。
- ④ 適用除外広告物 禁止地域、禁止物件、許可地域の規制の適用が除外される広告物をいいます。
- ⑤ 広告物景観形成地区 良好な景観の維持及び形成を積極的に推進する地域をいい、許可地域とは異なる許可基準があります。

○店舗(事業所)等の敷地に広告物(看板・広告塔・のぼりなど)を掲出するとき
 ……看板・広告塔・のぼりなど自己の営業などのために掲出する広告物を自家広告物といい、それらの総面積が許可地域では10㎡、禁止地域においては5㎡を超えれば許可を受けなければなりません。

○店舗(事業所)等以外の敷地に広告物を掲出するとき(「Om先→」のような案内看板など)
 ……**広告物の数量にかかわらず必ず許可を受けなければなりません。**

屋外広告物とは?

常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示される広告板、広告塔、立看板、ポスター、広告幕、アドバルーンなどで、営利を目的とするものだけでなく、非営利的なものも含まれます。
 (以下の図に許可基準例示 ただし、①第1種許可地域 ②第2種許可地域 ③第3種許可地域を示しています。詳しくは、次項を参照ください。)

<h4>1 地上広告物</h4> <p>高さ ① $H \leq 10m$ ② $H \leq 13m$ ③ $H \leq 15m$ 面積(1面) ① $S_1 + S_2 \leq 10m^2$ ② $S_1 + S_2 \leq 20m^2$ ③ $S_1 + S_2 \leq 30m^2$</p>	<h4>2 屋上広告物</h4> <p>高さ ① $H \leq h \times 1/3$ ② $H \leq h \times 1/2$ ③ $H \leq h \times 2/3$ $H + h \leq 50m$ ※自家広告物は対象外、一般広告物のみ対象です。</p>	<h4>3 壁面広告物</h4> <p>面積 ① $s \leq S \times 1/4$ ② $s \leq S \times 1/3$ ③ $s \leq S \times 1/2$ S = 表示面積の合計 S = 壁面の全体面積 ※自家広告物は対象外、一般広告物のみ対象です。</p>
<h4>4 突出広告物</h4> <p>建物の高さを超えない 高さ 歩道: $h \geq 2.5m$ 車道: $h \geq 4.5m$ 突出幅 $W1 \leq 1.5m$ ①のみ $W2 \leq 1m$ $W1$: 建物からの突出幅 $W2$: 道路への突出幅</p>	<h4>5 アーチ広告物</h4> <p>高さ 歩道: $h \geq 2.5m$ 車道: $h \geq 4.5m$ 面積 ① $S \leq 10m^2$ ② $S \leq 20m^2$ ③ $S \leq 30m^2$</p>	<h4>6 広告幕</h4> <p>高さ $a \leq 2m$ $h1 \geq 4.5m$ 長さ $h2 \leq 10m$ 幅 $b \leq 1m$</p>
<h4>7 旗・のぼり</h4> <p>面積(1面) $S \leq 2m^2$ 道路敷には禁止</p>	<h4>8 気球広告</h4> <p>高さ $h \leq 12m$ 幅 $w \leq 1m$ H: 高さ制限あり</p>	<h4>9 電柱等利用広告</h4> <p>$a \leq 1.5m$ $b \geq 1m$ $c \leq 0.6m$ $d \leq 0.5m$ $e \leq 1.2m$ $f \geq 2.5m$ $g \geq 4.5m$</p>
<h4>10 はり紙・はり札</h4> <p>面積 $S \leq 1m^2$ ※ 連続・のりつけ禁止</p>	<h4>11 立看板</h4> <p>高さ $h \leq 2.1m$ 幅 $w \leq 0.9m$ ※ 道路敷には原則として禁止</p>	<h4>12 その他(消火栓利用広告)</h4> <p>規格 $a \leq 0.4m$ $b \leq 0.8m$</p>

※上記の屋外広告物について数量等を確認するため、市職員が現地確認を行う場合があります。

大村市の許可地域・禁止地域

地域区分	許可地域				禁止地域
各地域の大きな規制の概要	<p>○原則として広告物の掲出には許可が必要です。 ○自家用の広告物については、一定の基準内であれば許可は要りません。 ○下記の区分(用途地域の指定区分)に従い、それぞれの広告物ごとに高さや面積について許可基準が定められています。</p>				<p>○原則として広告物の掲出は禁止されています。 ○自家用の広告物や道路標識・案内図板については、許可基準に適合すれば掲出できます。 ○自家用の広告物については、一定の基準内であれば許可はいりません。</p>
地域内の区別規制地域	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	広告物景観形成地区	<p>大村市内で指定されている主な場所は次のとおりです。</p> <p>地域</p> <p>風致地区、大村駅前一带 萱瀬ダム周辺、都市公園の区域 街路</p> <ol style="list-style-type: none"> 長崎空港線の全区間 国道444号の一部 杭出津松原線の一部 古賀島町沖田線の一部 乾馬場空港線の一部 森園公園線の一部 <p>別紙規制区域図のとおり</p>
(広告物の総面積)の規制	50㎡以下であること	100㎡以下であること	なし	各許可地域に準ずる	30㎡以下であること
(自家広告物)の許可不要面積	○一箇所(住所・事業所)につき表示面積が10㎡以下である場合				○一箇所(住所・事業所)につき表示面積が5㎡以下である場合
禁止物件	<p>次の物件には広告物を掲出することは禁止されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 街路樹 橋梁 信号機 道路標識 歩道柵 町名等表示板 消火栓 郵便ポスト 電柱 街路柱 銅像 記念碑 など 				
適用除外	<p>下記については、許可地域及び禁止地域に規定されている制限の適用が除外されている主なものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公職選挙法による選挙運動のための広告物 ○ 法令の規定による広告物 ○ 管理用広告物(土地・物件に係る)であって、規則で定められた基準に適合するもの ○ 冠婚葬祭用広告物(祭礼の期間のみ)であって、規則で定められた基準に適合するもの ○ 国、公共団体が公共的目的をもって表示する広告物 				
共通基準	<p>許可地域及び禁止地域で、広告物の設置についての基準が共通して定められているのは次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 環境に調和し、自然美を妨げないものであること。 朱色の発光塗料を使用しないものであること。 側面及び裏面においても、美観風致を害さないように施工したものであること。 交通の安全を阻害するおそれのないものであること。 位置、規模、形態、意匠及び素材は大村市景観計画に準ずること。 				